

岡山県児童相談所職員人材育成基本方針

1 人材育成の目的

常に“子どもの最善の利益”を考慮するという子ども福祉の理念と子ども育成の責任の原理に基づき、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することを目指した支援を実践できる職員を育成します。

2 人材育成の方向性

人材育成にあたっては、次の視点で取り組んでいきます。

(1) 子どもを中心とした支援

“子どもの最善の利益”を確保するために、子どもを中心とした支援を実践します。

その場合“子どもの育ちのニーズ”“親の養育力”“家族と環境要因”の3つの側面を、困難性やリスクの視点だけではなく、その側面における強さの視点にも焦点を当てて、適切にアセスメントを行い、効果的な援助計画を作成することが重要です。

また、アセスメントや援助計画は、市町村を始めとする多くの支援者の協力を得る必要があることから客観的でわかりやすい表現を用いて作成する技術が欠かせません。

(2) 子どもの意見を活かした支援の実施

相談に訪れる親や関係者だけではなく、子ども自身がどのように考えていて、何を希望しているのかをよく聴き取り、その意見を活かした支援を行います。

また、言葉で意見を表明しにくい幼い子どもや障害を持つ子どもなどからも、意見を聴き取る技術を身に付けるようにします。

(3) 子どもと親の支援への参加

児童相談所が行う支援は、「子どもにとって大切な家族との暮らしが地域で継続できるように支援をすること」を目的としています。

子どもと親やその家族が、アセスメントや援助計画を作成する過程に参加することは、「自ら支援を利用する力」を引き出すことにつながっています。

そのためには、高い人権意識を持つことが重要です。

(4) 関係機関との協働

県内のすべての市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)は、子どもについての情報交換や支援内容の協議を行う要となる制度であることから、制度を理解することはもとより、その運営の支援に努める必要があります。

さらに、現在、あまり参画が進んでいない民間団体や子どもの暮らしに身近な支援者の参画を促し、子どもにとってよい結果をもたらす関係機関との協働を実践するようにします。

(5) 子どもたちの安全確保

児童相談所が支援を行う子どもたちの中には、残念ながら現実には家族のもとで“子どもの育ちのニーズ”が適切に満たされない状態が続き、安全の確保が困難で福祉が守れないと判断せざるを得ない子どもたちもいます。

そのような場合、子どもが家族と離れて暮らすかどうかを速やかに、かつ的確に判断することができるようにします。

子どもと家族が離れて暮らすことになった場合でも、子どもの情緒的・身体的な幸福と利益が保障されるような支援を継続する視点と技術も併せて身に付けるようにします。

(6) 実践研究を通じた企画・提言機能の強化

児童相談所には、子どもと親やその家族が抱えている課題を個人や家族内の特定の領域の課題として主観的に捉えるだけでなく、社会的な背景を持った課題として幅広い視点で客観的に捉え、結果をまとめて提案していく機能を強化していく必要があります。

3 具体的な取組み

(別添「児童相談所職員の人材育成研修計画(案)」参照)

(1) 経験年数別にステージを設定

児童相談所に配置されている福祉専門職※を、経験年数別に、新任者・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・管理職と大きく5つのステージに分類します。

※福祉専門職：児童相談所に配置されている児童福祉司、心理判定員(児童心理司)、指導員、保育士、保健師等の専門職を総称

(2) 職種別の専門研修

福祉専門職の職種別に研修を実施し、専門性の強化を図ります。

(3) O J Tによる研修

所属や上司によって内容が異なりやすいO J Tを意図的、計画的、組織的に行います。

なかでも新規採用職員等の研修のステージに該当する職員については、重点的に取り組むようにします。

(4) 県内研修

① ステージ研修

新任者ステージ及びIステージに該当する職員について、重点的に研修を実施します。

新任者研修は、児童相談所運営指針と子ども虐待対応の手引に沿った内容に実務的なポイントを加えた内容を設定します。

また、講師については原則として職員が務めることとし、相互に自己研鑽するように努めます。

そのほかの研修については、経験年数のステージに求められている役割に応じた内容で、外部から専門の講師を招いて開催する研修を設定します。

受講後は、所定の様式を用いて研修の内容を振り返ります。

② 児童福祉司任用後研修

児童福祉司に任用された全職員について、平成28年の児童福祉法改正（法第13条第8項）によって義務付けられた研修を実施します。

研修は、岡山県の児童福祉司として必要な知識や技能を講義や演習を通して体系的に習得する内容を設定します。

(5) 県外研修

① 各種研修

Iステージ以上に該当する職員について、研修を実施します。

受講する研修及び受講者については、所長会議で決定し、本人に通知します。

そして、受講する前には所定の様式を用いて目標を設定し、受講後は報告書を作成します。

また、今後の業務の改善・向上に活かすことを目的として、援助方針会議等の機会を捉えての報告や合同で伝達研修会を開催します。

② 児童相談所長研修

新任の所長について、平成16年の児童福祉法改正（法第12条の3第3項）によって義務づけられた研修を実施します。

研修は、子どもの虹情報研修センターで開催されている研修を受講します。

③ 児童福祉司スーパーバイザー義務研修

児童福祉司でスーパーバイザーに該当する職員について、平成28年の児童福祉法改正（法第13条第8項）によって義務づけられた研修を実施します。

研修は、子どもの虹情報研修センター等で開催されている研修を受講します。

附 則

この基本方針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成29年4月1日から施行する。

※人材育成の経緯：児童相談所職員の資質の向上と高度な専門性の確保のため、岡山県では、平成24年度から岡山県児童相談所職員人材育成基本方針のもと体系的な人材育成研修を実施しています。